

野田村建築物等木材利用推進方針

第1 目的

この方針は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号、以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づき、岩手県県産木材等利用促進基本計画及び同行動計画に即し、「野田村建築物等木材利用推進方針」を定め、健全な森林の育成、循環型社会の構築、地球環境の保全、林業・木材産業の振興に資することを目的とする。

第2 建築物等における木材の利用促進の意義と効果

建築物等において、木材の利用を拡大することは、地域の林業・木材産業の持続性を高め、森林の適正な整備、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や山村をはじめとする地域の経済の活性化にも資するものである。

公共建築物は多くの村民が利用する施設であり、木造化・内装等の木質化を図ることにより、村民に対して「木との触れ合い」、「木の良さを実感する」機会を広く提供することが可能となる。

また、近年は、木造建築物に関する耐震性能や防耐火性能等の技術革新、建築基準の合理化等が進み、建築物において木材を利用できる環境が整いつつある。

このような状況から、村が整備する公共建築物のみならず、民間建築物を含め建築物全体における木材の利用を促進することは、木材需要の拡大という直接的な効果はもとより、炭素の貯蔵を通じた脱炭素社会の実現、快適な生活空間の形成等に大きく貢献することが期待される。

第3 建築物等における木材利用促進のための施策に関する基本的事項

1 木材の利用を促進する建築物

木材利用を促進する建築物は、法第2条第1項に規定する建築物とし、村が木材利用に取り組む公共建築物は、法第2条第2項各号及び法施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に掲げる建築物とする。

2 建築物等における木材の利用の促進のための施策の具体的方向

(1) 公共建築物等における木材利用の促進

① 村が整備する公共の用又は公用に供する建築物

広く村民に利用される学校、社会福祉施設（児童福祉施設、老人福祉施設等）、病院又は診療所、運動施設（体育館等）、社会教育施設（公民館等）、その他の施設については、可能な限り木材の利用に取り組む。

② 村以外の者が整備する(1)に準ずる建築物

村以外の者が整備する(1)に準ずる公共性の高い建築物については、村は可能な限り木材が利用されるよう働きかけるものとする。

③ 建築物以外の木材利用の促進

公共建築物で使用される備品等について、機能上支障のないものは、木材を原材

料とするものの利用を促進するほか、木質バイオマスを燃料とする機器等の導入も併せて促進するものとする。

また、公共工事における資材についても木材利用を促進する。

(2) 民間事業者が整備する建築物

民間事業者が整備する建築物については、村は可能な限り木材が利用されるよう働きかけるものとする。

(3) 木材利用の促進の普及啓発

村は、木材の利用について村民の関心と理解を深めるため、関係団体等と連携し、木材利用促進の日（毎年10月8日）及び木材利用促進月間（毎年10月）において、木材の良さや木材利用の意義について情報発信等に取り組むよう努めるものとする。

第4 村が整備する公共建築物における木材の利用目標

第3の2(1)①及び②の木材利用を促進すべき公共建築物のうち、原則2階建て以下の公共建築物について、新築・増築又は改築を行う場合は、可能な限り木造化を図ることを目標とする。

ただし、建築基準法その他の法令に基づく基準において、耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない建築物及び当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるもの以外の建築物とする。

また、内装等の木質化を図ることが可能な部分については、状況に応じ木質化を推進するものとする。

なお、公共建築物において利用する木材は、原則として村内産をはじめとする地域材の利用に努めるものとする。

第5 建築物の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する基本的事項

建築物における木材の適切な供給の確保を図るため、行政や関係者（森林所有者、林業従事者、森林組合、木材製造業者等）が連携して、林内路網の整備、林業機械の導入、施業の集約等による林業の生産性の向上や、市場の多様なニーズに応じた木材を供給するための流通・加工の体制の整備等に努めるものとする。

第6 その他の事項

1 公共建築物等の整備においてコスト面等で考慮すべき事項

公共建築物等の整備において木材を利用するに当たっては、設計上の工夫や効率的な調達等によって、建築コストの低減に努めるものとする。

また、公共建築物等を整備するに当たり、建設自体に伴うコストにとどまらず、維持管理及び解体・廃棄等のコストについても考慮した上で木材の利用に努めるものとする。

2 建築物等における木材利用の推進体制

建築物等における木材利用の促進を効果的に進めていくため、行政機関、林業・木材産業等の関係団体が一体となり、木造化・内装等の木質化の推進に必要な情報収集・提供を行い、必要に応じて木材利用推進に関する会議を開催し、取組の強化に努めるもの

とする。

附 則

この基本方針は、平成25年2月7日より施行する。

附 則

この基本方針は、令和5年3月3日より施行する。